すくも 市議会だより

第113号

■編　集　議会だより編集委員会　■発　行　宿毛市議会

■定例会の概要■

令和4年第3回定例会は、9月6日に開会し、17日間の会期で9月22日に閉会しました。

市長から提出された議案は、「令和3年度一般会計及び各特別会計並びに水道事業会計」の決算認定議案13件、「令和4年度一般会計補正予算」など予算議案8件、「宿毛市交流複合施設の設置及び管理に関する条例の制定」など条例議案6件、「宿毛市過疎地域持続的発展計画の策定」などその他の議案6件の合計33議案で、審議の結果、閉会中の継続審査となった決算認定議案13件を除いて、いずれも原案どおり可決されました。

12日、13日には市政に対する一般質問が行われ8人の議員が質問に立ちました。また、14日には議案に対する質疑が行われました。

議会に提出された請願・陳情は「全戸傾聴可能な行政・防災・コミュニティ無線の設置について」、「消費税インボイス制度の実施延期を求める意見書」など4件が審議され、1件が採択、3件が不採択となりました。

議案の主な内容は、次のとおりです。

補正予算

◎一般会計（議案第14号）

今回の補正予算は、総額で7億4371万8千円が増額され、累計で144億7909万7千円となりました。

（歳出の主なもの）

○レンタサイクル施設整備補助金……581万7千円

○新型コロナ感染症対応土佐くろしお鉄道運行補助金……1235万7千円

○地域独自の観光資源を活用した地域の看板商品創出事業委託料……700万円

○ワクチン接種医療従事者報償費……343万2千円

○有害鳥獣対策報償費……500万円

○国民宿舎椰子排水施設修繕工事費……1346万8千円

○市内小中学校トイレ洋式化工事費……5842万1千円

○宿毛市立中学校部活動検討委員報償費……10万8千円

第3回（9月）定例会日程

9月6日（火）	本会議	開会、議案上程、提案理由の説明
7日（水）	休会	議案等精査
8日（木）	休会	議案等精査
9日（金）	休会	議案等精査
10日（土）	休日	
11日（日）	休日	
12日（月）	本会議	一般質問
13日（火）	本会議	一般質問
14日（水）	本会議	議案質疑
15日（木）	休会	委員会審査
16日（金）	休会	委員会審査
17日（土）	休日	
18日（日）	休日	
19日（月）	休日	
20日（火）	休会	
21日（水）	休会	委員会審査
22日（木）	本会議	委員長報告、質疑、討論、表決、閉会

条例

◎議案第22号「宿毛市交流複合施設の設置及び管理に関する条例」及び議案第23号「宿毛市いきいきふれあいセンターの設置及び管理に関する条例」

桜町にある旧市役所庁舎を改修し、新たに「中央支所」を配置するとともに、現在、高砂にある「あったかふれあいセンターすくも」と長田町にある「すくもいきいきサロン」を統合した「宿毛市いきいきふれあいセンター」や住民の皆さんに利用いただける「会議室」などを備えた「宿毛市交流複合施設さくら」の設置及び管理に関する条例を地方自治法第244条の2第1項に基づき制定するものです。

◎議案第26号「宿毛市立体育館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例」

和田体育館にある卓球台を回数券によって利用できるようにするため、また、現在、使用されていない「宿毛市栄喜体育館」について、今後も利用が見込めないことから廃止するため本条例の一部を改正するものです。

◎議案第27号「宿毛市都市公園条例の一部を改正する条例」

宿毛市総合運動公園におけるトレーニング室、シャワー、トラック・フィールドについて、回数券で利用できるようにするため本条例の一部を改正するものです。

その他

◎議案第28号「宿毛市過疎地域持続的発展計画の策定について」

令和2年に実施された国勢調査の結果、「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法」第2条の規定により、本年4月1日付けで宿毛市全域が過疎地域として公示されたことにより、本市の持続的発展に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための「宿毛市過疎地域持続的発展計画」を策定するにあたり、同法第8条第1項の規定により、議会の議決を求めるものです。

◎議案第29号及び議案第30号「市道路線の認定について」

市道「雁ヶ池1号線」及び「雁ヶ池2号線」の2路線について、道路法第8条第2項の規定に基づき道路の路線を認定することについて、議会の議決を求めるものです。

◎議案第31号から議案第33号「辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について」

沖の島辺地、北部辺地、南部辺地における公共的施設の整備を実施するにあたり、「辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律」第3条第8項の規定により、議会の議決を求めるものです。

▼提出された議案▲

議案番号	件名	議決結果
第1号～第13号	令和3年度宿毛市一般会計及び各特別会計（国民健康保険事業、へき地診療事業、定期船事業、特別養護老人ホーム、学校給食事業、下水道事業、国民宿舎運営事業、幡多西部介護認定審査会、介護保険事業、土地区画整理事業、後期高齢者医療）の決算認定並びに水道事業会計の決算認定について	継続審査
第14号～第21号	令和4年度宿毛市一般会計及び各特別会計（国民健康保険事業、へき地診療事業、定期船事業、学校給食事業、下水道事業、介護保険事業、後期高齢者医療）の補正予算について	原案可決
第22号	宿毛市交流複合施設の設置及び管理に関する条例について	原案可決
第23号	宿毛市いきいきふれあいセンターの設置及び管理に関する条例について	原案可決
第24号	宿毛市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について	原案可決
第25号	宿毛市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例について	原案可決
第26号	宿毛市立体育館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について	原案可決
第27号	宿毛市都市公園条例の一部を改正する条例について	原案可決
第28号	宿毛市過疎地域持続的発展計画の策定について	原案可決
第29号	市道路線の認定について	原案可決
第30号	市道路線の認定について	原案可決
第31号	辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について	原案可決
第32号	辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について	原案可決
第33号	辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について	原案可決

［質問順位による］

一般質問

市政のそこが聞きたい!!

第3回（9月）定例会の一般質問は、12日、13日の2日間に8人の議員から市政全般について質問がありました。

主な内容は、次のとおりです。

三木 健正 議員

インボイス制度導入による宿毛市への影響と支援について

問　2019年10月に消費税が10%に引き上げられた際の市内事業者への影響について、どのように考察をされているのか問う。

答　軽減税率への対応など事業者はレジスターや会計システムの買い替えや事務処理が煩雑になるなど、負担が重くなったと推察している。

問　インボイス制度導入に対する市内事業者への影響について所見を問う。

答　年間の売上が1000万円以下の免税事業者にとっては、インボイス発行事業者に登録して課税事業者になるのか、判断が迫られる状況になっている。6年間の経過措置が設けられているが、事務処理変更など、インボイス制度の導入による影響はかなり大きいと考えている。

問　登録申請の支援やインボイス制度に関する問い合わせへの対応について問う。

答　制度の概要や登録申請のスケジュール等を説明させていただくほか、制度に関する詳細な問い合わせについては、国税庁の軽減インボイスコールセンターをご案内する。また、登録申請については中村税務署をご案内する。

問　IT導入補助金などの活用やサポート及び周知について問う。

答　令和4年度、経済産業省では、小規模事業者持続化補助金にインボイス枠が新設された。また、事業者がITツールを導入する際の経費の一部を補助するIT導入補助金がある。事業者に対するこれら助成制度の周知に努める。

各種申請については、関係機関と連携を密にしながら、事業者の補助申請のサポートを行っていく。

移住・定住促進事業とダブル成人式（40歳）実施について

問　現在、実施されているUターン促進に関する事業について問う。

答　昨年度は学生応援宿毛ふるさと便事業を実施。

本年度は、宿毛市Uターン促進奨学金返還支援助成金を新設し、若年層のUターン及び定住を支援する取り組みを行っている。

問　Uターンのきっかけづくりとして40歳のダブル成人式（仮称）実施の提案について所見を問う。

答　ダブル成人式の実施により、久しぶりに宿毛に返ってきていただき、改めて宿毛の魅力を感じていただくことは、大変意義のあることであり、また、地域経済活性化等への波及効果も期待できると思う。

ダブル成人式の開催にあたっては、実施に向けた体制づくりや対象者への周知方法、そして事業効果の検証など、課題や協議事項はあるが、来年度の開催に向けて、しっかりと検討を進めていきたいと考えている。

山戸　寛 議員

地方公務員の定年延長について

問　来年の4月にはその第一段階が始まる定年延長の計画の全体像について問う。

答　令和5年度から2年ごとに1歳ずつ段階的に引き上げられ、令和13年度には65歳まで引き上げられる計画となっている。

問　定年の延長に伴う変化について問う。

答　1点目は役職定年制の導入であり、管理監督職勤務上限年齢は原則60歳とすること。2点目は定年引上げ後60歳を超える職員の給料月額を7割とする措置。3点目は定年前再任用短時間勤務制の導入。4点目は情報提供意思確認制度の新設で、61歳を迎える年度以降における勤務意志の確認に努めることが示されている。

問　60歳以降は本人の意思に合わせた勤務形態の選択ができるということなのか問う。

答　61歳を迎える年度以降の任用スケジュールや手続きを工夫することにより、短時間勤務またはフルタイムのいずれかが確保されるよう検討することが求められている。

問　令和13年度に65歳定年が完成するまでの9年間、職員は65歳に到達するまでにそれぞれ4年、3年、2年、1年という形で期間が残ることになる。この間の扱いについて問う。

答　65歳になるまでに定年を迎えた方は暫定再任用制度により任用できることになる。

問　暫定再任用と定年前再任用の相違について問う。

答　両制度とも現行の再任用制度を基本とし、給料や各種手当、年休等は同様であることが示されている。

問　定年延長に伴って発生することが想定される人員配置の問題について問う。

答　職員の定数算定について、60歳を超える常勤職員、常勤の再任用職員は定数条例の対象となり、再任用短時間勤務職員は対象とならないが、定年前再任用短時間勤務職員と同様に、常勤と区別して別途管理する必要がある。新規採用職員の確保に当たっては、中長期的な観点から適正な定数管理に努めていきたい。

問　定年延長に伴う人員の増加分と会計年度任用職員の競合の可能性について問う。

答　新規採用への影響と同時に、現行の会計年度任用職員の採用数に関しても、一定の影響が出ることは想定される。他方、現行の社会情勢から、デジタルトランスフォーメーションの導入や職員数の減員など、今後、自治体の職員数は大きく変わる可能性がある。会計年度任用職員の雇用についても、今後どこまで影響が出るのかは見通しが立たないが、制度導入後も状況を見極めながら、適正な職員配置に努めていきたい。

野々下 昌文 議員

ヤングケアラーの実態について

問　本市では、ヤングケアラーの実態把握はできているのか問う。

答　独自の実態調査はできていない。ヤングケアラーに関する調査や支援については、国による財政支援がなされており、今後も県の取り組みと並行して、本市の状況に応じて必要な支援を検討していく。また、子供たちが実際どういう状況なのか関係機関と連携を取りながら調べていく。

問　ヤングケアラーの理解促進への周知啓発、相談窓口について問う。

答　県が実施したアンケート調査も中高生と保護者が認識する機会になったのではないか。県の啓発ＣＭも放送されているが、今後も様々な媒体を活用し、ヤングケアラーに対する理解が広がり適切な支援が届くように県とも連携し、周知啓発に努める。なお、本市の相談窓口は、福祉事務所子育て推進係となる。

非常備消防について

問　再編計画による改善の目的、要する期間について問う。

答　本計画書では、再編に向けて、消防団詰所の新築・移転・集約化、消防団員定数の見直し、年額報酬の改善及び出動報酬の整備などの5つの項目を軸として、概ね10年かけて行う予定であるが、早期に実施が可能なものについては、迅速に取り組み、改善を図っていく。

問　消防団員の現状について問う。

答　人口減少や高齢化に伴い、団員の確保が困難になりつつあり、団員の年齢構成も上昇するなど多くの課題が生じている。団員数は、10年前と比較すると87名減少し、定数に対する充足率は83％である。

問　若い団員の確保について課題を問う。

答　消防団の活動が具体的に分からない・関心自体がない若者が増えていると思われる。
　また、活動に見合った報酬が得られない等が考えられる。

問　本市の出動報酬、年額報酬について問う。

答　国の基準額は、災害時の出動報酬が８０００円。団員階級にある者の年額報酬は３

万6500円となっており、本市は国の基準額を下回っている。再編を進める中で早急に見直していく。

問　出動報酬、年額報酬の直接支払いについて問う。

答　現在、消防団への各種出動手当・年額報酬は、直接団員個人ではなく本人から委任をいただき、分団や各部を通じて行っている。国の支給方法は、市町村が消防団員に対して直節支給することが基本となっている。これを受けて、直接支給に向けて幹部団員とも協議を重ね、前向きに進めている。今後、消防団独自の活動を行なっていく上での必要経費の支援についても、直接支給と並行して検討していく。

30年後の宿毛市の姿について

今城　隆 議員

問　30年後の人口予測は。

答　9800人ほどと推計される。

問　高齢化率は60%、農林水産、医療、福祉、公務員が軸になると予測されるが、今後の街づくりを聞く。

答　適正規模の地域経済と地域社会、魅力ある農林水産業など、豊富な資源を活かした活気ある住みやすい街にしなければならない。南海トラフ地震をどう捉えて街づくりするかが人口減少に歯止めをかける施策となる。

問　出生数増加策を聞く。

答　国の保育無償化制度に加え、多子世帯の保育料軽減及び副食費無償化、一般不妊治療費助成、そして医療費助成を18歳に拡充するなど市独自の事業に成果を感じている。また、全妊婦への面談、子育て悩み相談、戸別訪問など切れ目のない支援で子育てに優しい街づくりを進めたい。

問　子育てしたい宿毛市像について市職員で自由に語る場があれば、女性のアイデアが施策に活きるのではないか。

答　自由討議の場は有効であり検討したい。

問　長期展望に立つ農林水産業施策を聞く。

答　担い手不足が加速しており、移住も含めて新規参入や後継者の確保に努めている。

問　持続可能で小規模事業者も安心してやっていける施策は。

答　小規模林業総合支援事業や経営所得安定対策事業に取り組んでいる。給食で地域食材を使い、外商はブランド化で生産者の収入につながっている。地産地消・外商ともに進めていきたい。

問　肥料・燃料高騰、インボイスにより小規模事業者の廃業を心配するが。

答　国と事業者で積立し、燃料・飼料の高騰に補填金が支払われるなどのセーフティーネット構築事業や肥料価格高騰対策事業を活用して欲しい。市独自策も検討中である。

問　住民と農家が連携し、半年や1年単位で前払い予約し、週1回程度決められた場所で野菜などを受け取る取り組みがある。農家は注文に合わせた生産で収入は安定し、消費者は安全・新鮮な作物でリピーターも増える。経営安定で担い手も増え、地域再生の好循環が生まれる。直に消費者に渡せばインボイスも要らず、免税農家には最適である。このような仕組みづくりに過疎債を活用できないか。

答　過疎債の他、有利な財源活用による事業実施ができるかも含め検討したい。

問　ゼロカーボン達成、再生可能エネルギー活用の見通しは。

答　自転車の活用、コミュニティバスの利用促進、電気自動車化、公共・民間の太陽光発電設置などにより達成できる。木質バイオマス発電は今後も稼働していくと考えている。

母島港定期寄港について

堀　景 議員

問　母島港に土砂が堆積し、市営定期船が寄港できない事態が相次いだが、撤去作業はいつ頃になるのか。工事計画について問う。

答　土砂撤去は本年11月から令和5年3月にかけて行う予定であり、島民の生活の柱である離島航路の維持を第一に考え、今後も定期的な調査・点検状況に応じた撤去作業を県へ依頼していく。

問　土砂が堆積して寄港できなかった際、島民への支障が出ないようにするため、新岸壁への年間を通しての着岸許可はできないのか問う。

答　災害時や緊急時には船長の判断で着岸場所を変更する事は可能ではあるが、災害などが想定されていない状況に

おいて、恒常的に新岸壁を予備とする国への認可については困難である。

妹背山について

問 妹尾山は四国百名山の一つにもなっているが、山頂の展望台は老朽化していて立入禁止になっている。市は建替えについてどのように考えているのか問う。

答 平成20年度に展望台を設置してから10年以上が経過し、必要な補強や修繕等を行い施設の維持などをしてきたが、今後は沖の島観光協会など島民の意見も伺いながら修繕の可否について検討を行う。

問 妹背山展望台周辺の樹木の伐採は、足摺宇和海国立公園にも指定されているため、簡単には伐採できないと考えるが、どのようになっているのか問う。

答 公園の種々区分としては第3種特別地域に分類され、木竹の伐採に関しては「風致景観に著しい支障を及ぼす場合以外は制限なし」とされている。計画の届出を宿毛市に事前に提出し、伐採が完了した後、森林の状況報告を行うことで、樹木の伐採は可能となっている。

長浜老人憩いの家について

問 長浜老人憩いの家（旧長浜小学校）は、壁が落ちたり、天井が抜けたり、余りにも危険な建物を公共の場として利用しているが、取り壊しの考えがあるか問う。

答 昭和41年に登記された建物で老朽化が進んでおり、施設の除却の必要性を認識しているが、周囲に住家等が少なく、直接的な危険性が低いことから早急な対応が出来ていない。

問 校舎を取壊し、跡地に介護施設や避難所を設ける考えはないか問う。

答 介護施設整備には市全体を1圏域と設定しているので地区を指定して整備することはできないが、避難所については市が避難所を開設する沖の島開発総合センターのように、外部との連絡や支援が受けられる場所へ移動することが重要で、早めの行動を心掛けていただきたい。

濵田 陸紀 議員

宿毛橋の改修について

問 市街地〜坂の下に架かる宿毛橋の調査、補強工事について問う。

答 宿毛橋は、松田川にかかる橋長228・2メートル、標準幅員3・05メートル、完成時期が昭和6年3月の橋梁である。

市道に架設されている橋梁については、平成26年度以降、5年以内に1回の頻度で、専門業者による近接目視点検を実施しており、直近では令和2年度に宿毛橋については、点検を実施している。

点検結果は、判定区分1から4で分類することとなっており、1が健全な状態で、判定区分の数値が大きくなるにつれて、健全度が低いことを表すが、宿毛橋の令和2年度の点検結果は、判定区分3であり、早期に措置を講ずべき状態となっている。この点検結果を受け、今年度から来年度にかけて、補修工事を実施する予定としている。

市内飲食店等の家賃補助について

問 コロナウイルス感染症の影響を受け、厳しい経営状況が続く飲食店等への家賃補助について問う。

答 新型コロナウイルス感染症が続く中、原油価格や原材料の高騰により、市内事業者の皆さんが置かれている状況は、ますます厳しいものであると認識をしている。

また、エネルギー価格や原材料の高騰は、物価の上昇を招き、市内事業者のみならず、市民の皆さんの家計をも圧迫しており、本市としても強く危機感を抱いている。

このような状況を踏まえ、本市においては、市民の皆さんや事業者の皆さんの負担の軽減を図ると共に市内経済の活性化を図ることを目的として、市民の皆さん全てを対象とした宿毛市地域振興券事業を実施している。

国においても、「原油価格・物価高騰等総合緊急対策」が策定をされ、事業者に対するセーフティーネット補償による金融支援など、様々な支援がなされている。

ただ、コロナ禍に加え、ウクライナ危機に端を発した原材料や物価の高騰は、依然として収束の気配を見せておらず、国や高知県においても、追加的な対策が検討されている状況下である。

本市としても、国や県の対策を見極める中で、必要となる支援策の実施を検討し、国や県にも実状をしっかり訴えていく。

岡﨑 利久 議員

防災について

問 街区（桜町、萩原、松田町、中央、南沖須賀の2454名

を対象）の住民が、中長期的に避難できる指定避難所について問う。

答 南海トラフ地震が発生し、最大クラスの津波が甚大な被害をもたらした場合の街区における長期的な避難所は、長期浸水等により、交通の断絶が想定されない津波浸水区域外の避難所となるので、和田地区、橋上地区、山奈地区、平田地区等の避難所を想定している。

問 指定避難所に収容できる人数と収容できない人数について問う。

答 宿毛市の津波浸水区域外における指定避難所の収容可能人数は、4813人となっている。また、高知県が平成25年に発表した南海トラフ巨大地震による被害想定の概要における発災から1週間後の全避難者数が最大となるケースをもとに、直近の人口から算出した宿毛市の避難所避難者数は、9470人となるので、4657人分の避難所が不足する想定となっている。

問 指定避難所に収容できない避難者について問う。

答 4657人の避難者については、幡多圏域の近隣市町村に受入れを要請して、受入避難先市町村の避難所に避難していただくこととしている。これに係る幡多圏域における広域避難に関する協定を平成31年に四万十市、土佐清水市、大月町、黒潮町、三原村と締結しており、適宜、担当者による勉強会も開催して、課題についての情報共有を行っている。

問 仮設住宅の建設場所について問う。

答 平成29年3月に策定した宿毛市応急期機能配置計画において、応急仮設住宅の建設用地の適正評価を行っており、公園や大規模駐車場、小中学校のグラウンド等を使用する計画としている。

なお、建設用地の全てを公有地で確保することはできないので、新たな建設用地の整備や民有地の借上げ等が必要だと考えている。

問 福祉避難所について問う。

答 現在、要配慮者の受入態勢については、まずは、一番近い一般避難所へ避難をして、そこから体の状態に応じて、一般避難所内の福祉避難スペースや福祉避難所へ移動していただくこととしている。

昨年度に改定された福祉避難所の確保、運営ガイドラインでは、事前に受入対象者の調整を行い、日頃から利用している施設へ直接避難できる内容が盛り込まれたので、本市としても、要配慮者の意向や地域の実情を踏まえながら、受入態勢を検討していきたいと考えている。

川田 栄子 議員

新型コロナウイルスの現状と認識について

問 2月18日時点でファイザー社、心筋炎死亡者29人。モデルナ社の死亡者は72人。10～20代の男性の場合、接種後に心筋炎・心膜炎のリスクがあるとされる。その周知について問う。

答 モデルナ社のワクチン接種後の報告が多い状況にあり、接種券送付時に心筋炎等についての記載やライン予約接種ページなどでも周知を図っている。なお、12～18歳未満への接種は、ファイザー社のワクチンのみとなっている。

問 心筋炎・心膜炎の症状について問う。

答 胸の痛み・動機・息切れ・むくみなどである。

5～11歳の接種の努力義務について

問 義務化された要因について問う。

答 オミクロン株に対する有効性・安全性のデータの蓄積、厚生科学審議会の審議を経て、努力義務が適用となっている。

問 努力の意味を問う。

答 接種に努めなければならないという予防接種法第9条の規定が適用されており、接種は義務や強制ではない。

問 努力義務について保護者の反応を問う。

答 現時点では保護者から意見や質問等は入っていない。

問 全国有志医師の会からの小児へのワクチン接種中止の要望書について、その内容を問う。

答 子供への接種中止を求めるものでワクチンの危険性について8つの指摘事項を掲げるとともに、小児ワクチン接種の即時中止、副反応等の情報の周知徹底、接種現場での医師による適正な説明を主導する事、接種券の一律送付の中止の4つの事項を強く求める内容となっている。

治験中の周知について

問 接種は慎重に考えるべき理由の一つとして、このワクチンは特例承認を受けているが臨床試験終了は23年5月までである。現在も治験中であることの周知について問う。

答 一部で臨床試験が継続されているがその目的はより長期に有効性や安全性が認められるかについて行っているも

ので、薬事承認に必要な治験は完了していると認識しており、治験中であるとの周知は必要ないと考える。

当市の接種状況について

問 回数別の接種状況を問う。

答 3回目接種率71・8％。4回目接種率34・8％。

問 年代別を問う。

答 9月5日時点での20～29歳の3回目接種率59％。12～19歳3回目接種率46・3％。5～11歳の2回目接種率26・4％。

問 6か月児～4歳児接種をアメリカが決定した。日本の状況について聞く。

答 ファイザー社が7月14日、薬事申請を行なった。厚労省からは、乳幼児の接種を行うことになった場合の対応などについての事務連絡が届いている。

▼請願・陳情▲

皆さんから提出された請願・陳情は、所管の委員会に付託され、審査の結果、次のとおり決定しました。

なお、請願第6号については、本会議において、委員長報告が否決され、請願自体を採決の結果、不採択となりました。

番号	件名	議決結果
請願 第5号	全戸傾聴可能な行政・防災・コミュニティ無線の設置について	不採択
第6号	花ちゃんバス運行に関する請願書	不採択
陳情 第14号	消費税インボイス制度の実施延期を求める意見書採択を求める陳情書	不採択
第15号	市民が喜ぶ公園整備を求める陳情書	採択

なお、委員長の審査報告は以下のとおりです。

請願第5号について

審査の過程で委員からは、「情報が伝わっていないという現実があり、そのため請願として出ている。請願者の地区だけの問題ではなく行政としての対応の問題にも関わってくる。調査だけでも検討するべきである」、また、「まずは調査し、その構築について検討するべきである」といった賛成意見が出されました。

一方で、「請願者が言われていることは分かるが、他の難聴地域全域に行政として、コミュニティ無線を設置していかなければいけない状態になるのではないかとも考えるので、採択ということにはならないのではないか」との反対意見も出されました。

このような審議を踏まえて採決した結果、可否同数となり、委員長採決により不採択と決しましたが、「市内全域のカバーエリアの再確認と今後においても、より多くの市民に情報が伝達できる放送設備の構築を模索すべきである。また、行政・防災・コミュニティ放送の一元化も含めて検討していくべきである」という意見が各委員から出されています。

請願第6号について

審査の過程で委員からは、「買い物へ行くのにも苦労している住民の移動手段を確保するための交通網の必要性を調査するべきである」といった賛成意見が出されました。

一方で、「請願に書いているとおり、はなちゃんバスの路線網を構築することが今回の主眼である。担当課に聞き取りした際には希望調査を行うと言っており、地元と担当課が話し合いをするなかで、どうしても話が進まない場合に議会として意見する時がくるのではないか」、また、請願者との質疑を踏まえて、「NPO法人が行っている事業を市が後押ししてくれるのであれば、はなちゃんバスにはこだわっていないといった意見もあったので、今回の請願は不採択でいいのではないか」といった反対意見が出されました。

このような審議を踏まえて採決した結果、賛成多数で採択と決しました。

陳情第14号について

本陳情は、令和5年10月から導入されるインボイス制度（適格請求書等保存方式）の実施延期を求めるものです。

審査の過程で、委員から「令和5年10月導入にあたり、事業者の「適格請求書」発行等の実務的負担が増大することは理解できるが、導入までの準備期間が設けられている」また、「導入後3年間は、適格請求書でなくても80％、さらに3年間は50％が控除可能な経過措置が取られており、制度導入後から完全実施まで6年の期間がある。仮に延期をしたとしても、具体的な解決策が出なければ、単なる先延ばしに過ぎず賛同できない」といった意見や「納税に関する公平性を保つ意味でもこの制度は必要である」といった

意見がありました。
このような審議を踏まえて採決した結果、全会一致で不採択と決しました。

陳情第15号について

本陳情は、地域の宝である子供たちの健全育成を図るために、これまで以上に公園の整備充実を求めるものです。

審査の過程で委員から、西南大規模公園などのような大規模な公園は、多額の予算が伴うため難しいが、陳情者より、これまで以上の公園の整備充実とは、今ある公園へ少しずつ遊具を増やしたり、年齢によって遊ぶエリアを分けるなど、魅力ある公園として充実してもらいたいという陳述も踏まえ、採決した結果、全会一致で採択すべきものと決しました。

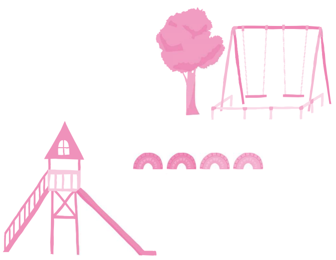

各議員の議案等に対する意思表示の状況

賛否の分かれた案件を記載しています。

議席	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	
氏名 / 案件	今城 隆	堀 景	三木 健正	川田 栄子	川村三千代	欠員	高倉 真弓	山上 庄一	山戸 寛	岡崎 利久	野々下昌文	松浦 英夫	寺田 公一	濵田 陸紀	議決結果
請願第５号	○	×	×	○	×		×	×	×	×	×	○	議長	○	不採択
請願第６号	○	×	×	○	×		×	○	×	×	×	○	議長	○	不採択
陳情第１４号	○	×	×	×	×		×	×	×	×	×	×	議長	×	不採択

【○：賛成　×：反対】

●議会用語Ｑ＆Ａ

Q　採択・不採択。

A　請願、陳情の内容について、願意が妥当であり、法令上、行財政上実現性もあるような場合に、議会としてこれに賛同する場合に「採択」する方法により意思決定をします。一方で請願・陳情の内容が宿毛市の事務に無関係のものであったり、市議会の権限外のものであった場合や願意に賛成できない、実現の可能性がないといった場合は、「不採択」にする方法で意思決定をします。

★会議録の閲覧を★

市議会だよりは紙面の都合で発言の一部しか掲載していません。詳しくは「会議録」をご覧ください。

９月定例会の会議録は12月上旬にできる予定です。

市立坂本図書館及び各支所並びに宿毛市議会ホームページでご覧になれます。

議会開会中は宿毛市のホームページとスワンテレビで映像中継しています。

なお、ホームページでは過去の議会映像も配信しています。

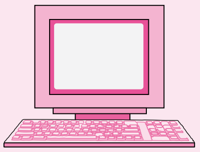

～編集後記～

新庁舎の機能性の高さは議会運営の効率化にも役立っています。今後、警察署や土木事務所なども順次高台に移転する予定です。

▼災害に強い街づくりとは言え、街の変化に戸惑う声も聞きます。

▼旧庁舎はこの12月、中央支所・いきいきふれあいセンター・多目的室等を含む複合施設としてリニューアルオープンします。市民の交流や支え合いの新たな拠点になることと期待しています。

▼９月議会に寄せられた請願や陳情は、防災無線難聴地域への対応、はなちゃんバス路線の再構築、子どものための公園整備など、その審議は採決の可否にかかわらず、いずれも街づくりの重要な課題であることを確認しました。

▼より良い市政実現のために、今後とも皆様の声を議会にお届け下さい。

今城　隆

〈編集委員会〉

○委員長　三木　健正
○副委員長　今城　隆
○委員　堀　景
○委員　岡崎　利久
○委員　松浦　英夫